

京都府最低賃金以上の賃金支払いのための 留意事項(月給制労働者の場合)

京都労働局

京都府最低賃金が平成30年10月1日から時間額882円に改正されますが、月給制で賃金が支払われている労働者については、京都府最低賃金以上の賃金とするため、以下の事項にご留意ください。

月給制労働者については、月間所定労働時間数(月によって所定労働時間数が異なる場合は、1年間における1カ月平均所定労働時間数)に、京都府最低賃金882円を乗じた金額以上の賃金が支払われなければなりません。

たとえば、月給制の労働者が仮に1週間に法定労働時間40時間働くとする、下記1の除外賃金を除き 月額153,300円以上 の賃金の支払いが必要となります。

まず、1年間における1カ月平均所定労働時間数を求めます。

[※年間総所定労働時間(365日÷7日×40時間)÷12ヶ月 × 882円=153,299円99銭]

※ 上記の金額は労働者の所定労働時間を年間平均で週40時間と仮定した場合の金額です。実際には、様々なケースがありますので、詳しくは京都労働局 労働基準部 賃金室(電話075-241-3215)又は管轄の労働基準監督署にお問い合わせ下さい。



京都府最低賃金を下回っていないか、いま一度、賃金額をチェックしてください。



[最低賃金に関する特設サイト]

1 除外賃金は次のとおりです。

①精皆動手当、通勤手当、家族手当、②時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、④臨時に支払われる賃金(結婚手当等)

2 産業によっては、京都府最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金最低賃金が定められているものもあります。